

札幌市一般廃棄物収集運搬業許可証

札幌一廃抜根許可 第 9 号

住所 札幌市白石区川下641番地170

氏名 エコライン株式会社
代表取締役 井川 智章

札幌市長 上田 文雄



(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証します。

許可の年月日 平成 4年 4月 1日
許可更新の年月日 平成 25年 7月 4日
許可の有効年月日 平成 27年 7月 3日

事業の範囲

伐採物・抜根等の収集運搬に限定

営業の区域 札幌市

許可の条件 なし

許可の更新の状況	市長印
許可更新の年月日 平成 27年 7月 4日 許可の有効年月日 平成 29年 7月 3日	
許可更新の年月日 平成 29年 7月 4日 許可の有効年月日 平成 31年 7月 3日	
許可更新の年月日 令和 元年 7月 4日 許可の有効年月日 令和 3年 7月 3日	
許可更新の年月日 令和 3年 7月 4日 許可の有効年月日 令和 5年 7月 3日	
許可更新の年月日 令和 5年 7月 4日 許可の有効年月日 令和 7年 7月 3日	

書換交付

年月日：平成26年6月12日

事由：代表者変更に伴う再交付

【平成28年4月1日以降に許可証を受け取った内容について】

※ この処分について不服がある場合は、この許可証を受取った日の翌日から起算して3か月以内に、札幌市長に対して審査請求をすることができます。

また、この許可証を受取った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

【平成28年3月31日以前に許可証を受け取った内容について】

※ この処分について不服がある場合は、この許可証を受取った日の翌日から起算して60日以内に、札幌市長に対して異議申立てをすることができます。